

公益財団法人 赤澤記念財団

奨学金給付規程

第1章 総 則

(目的及び定義)

- 第1条 この規程は、公益財団法人赤澤記念財団（以下、「財団」という。）が支給する1号奨学金及び2号奨学金（以下、「奨学金」という。）の給付等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 1号奨学金は、県内の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親家庭、ファミリーホーム及び自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）で生活中及び県内の児童養護施設等を退所して1年以内の者であって別の場所で生活しながら、大学、短期大学、専門学校等へ進学をする生徒に対し奨学援助を行うことにより、社会に有用な人材を育成し、香川県の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的とする。
- 3 2号奨学金は、県内の高等学校に在籍する3年生又は卒業後1年以内の者及び高等専門学校5年生又は卒業後1年以内の者であって大学、大学編入(高専生に限る)、高専専攻科へ入学を希望する意欲・能力の高い生徒に対し奨学援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、香川県の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的とする。
- 4 この規程において、「奨学金」とは、奨学生に給付する学資金をいい、「奨学生」とは、財団から奨学金の給付を受ける者をいう。

(奨学生の資格)

- 第2条 財団の1号奨学金の奨学生となる者は、大学、短期大学、専門学校等へ進学する者で、以下の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 県内の児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親家庭、ファミリーホーム及び自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）で生活中及び県内の児童養護施設等を退所して1年以内の者であって別の場所で生活しながら、大学、短期大学、専門学校等へ進学をする者

- (2) 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの施設長又は学校長が推薦する者
- (3) 一定の学力を有する者

2 財団の2号奨学金の奨学生となる者は、大学、大学編入(高専生に限る)、高専専攻科へ進学する者で、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内の高等学校に在籍する3年生又は卒業後1年以内の者及び高等専門学校5年生又は卒業後1年以内の者
- (2) 学校長が推薦する者
- (3) 一定の学力を有する者
- (4) 一定の所得要件を満たす者

3 前項第(3)号及び第(4)号の基準は、理事会が決定し、募集要項に記載する。

(奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間(以下、「給付期間」という。)は、原則、下記とする。

大学進学者	4年間	1号奨学金、2号奨学金
大学編入(高専生に限る)、高専専攻科進学者	最短修業年限とする。(3年間を限度とする。)	2号奨学金
短大進学者	2年間	1号奨学金
専門学校等進学者	各校の修業年限 (4年間を限度とする)	1号奨学金

2 第1項の期間中に給付する奨学金の額は、月額80,000円とする。

3 奨学金は、返還を要しない。ただし、第14条の規定により、奨学生に対し、給付した奨学金の返還を要求することがある。

(奨学金選考委員会)

第4条 財団は、奨学生を選定するため、奨学生選考委員会を設置する。

2 奨学生選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(募集要項)

第5条 理事会は、募集要項を作成し、奨学生の採用人数その他奨学生の採用に関する必要事項を記載する。

(奨学生願書等の提出)

第6条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を財団に提出する。

(1) 願書

(2) 在学若しくは卒業した高等学校及び高等専門学校の学校長又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホームの施設長の推薦書

(3) 成績証明書

(4) 収入を証明する資料（同居世帯全員分）※

※ 第2条第1項(1)に規定する1号奨学金を志願する者は、提出を要さない。

(5) 2号奨学生は、世帯全員記載の住民票（マイナンバー記載のないもの）

(6) 作文（テーマは理事会が決定し募集要項に記載する）

(奨学生の募集人数及び採用)

第7条 奨学生の募集人数は、理事会が決定し、募集要項に記載する。

2 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。

3 前項の規定により奨学生を決定したときは、速やかにその旨を推薦校に通知するものとする。

4 理事会は、奨学生選考委員会が奨学生の選考に用いる採用基準（奨学生選考基準書）を定める。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金は、4ヵ月毎の一定日に給付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

2 奨学金の給付は、奨学生の指定する銀行口座に送金する方法により行うものとする。

3 奨学生は、前項の銀行口座を変更する場合、財団に対し、書面で通知しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を財団に届出なければならない。

(1) 留学する場合

(2) 休学、復学、転学又は退学したとき

(3) 停学、その他の処分を受けたとき

(4) 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき

(5) 提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所等々)

(6) 大学等を卒業又は修了したとき

※卒業証書の写し又は、卒業証明書を添付のこと

(奨学金の休止又は廃止)

第10条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の給付を休止又は廃止することができる。

(1) 休学、あるいは長期に欠席するとき

(2) 留年したとき ※

(3) 退学したとき

(4) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき

(5) 学業成績又は性行が不良となったとき

(6) 奨学金を必要としなくなったとき

(7) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

※ 留年したときには奨学金を休止するが、留年後に進級したときには奨学金の給付を再開するものとする。

(奨学金の復活)

第11条 理事長は、前条の規定により奨学金の給付を休止した者が、奨学金の休止の原因となった事由が解消した後、奨学金の復活を願い出たとき、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の返還)

第12条 理事長は、奨学生又は奨学生であった者が、第9条に定める届出の義務を故意に怠った場合又は第10条の各号の一つに該当した場合は、給付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の責務

(奨学生交流会)

第14条 奨学生は、この財団が奨学生交流会を実施する場合には積極的に出席するものとする。

2 奨学生交流会の出席に要する費用は、この財団が負担するものとし、出席者に交通費などの実費相当額を支給する。

(書類の提出)

第15条 奨学生は、所定の時期までに次の各号に掲げる書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 在学証明書
- (2) 学業成績証明書
- (3) 生活状況報告書
- (4) その他提出の必要があると判断した書類

(その他の責務)

第16条 奨学生は、本規程において定めた責務の他に奨学生の地位を理由として特別な責務を負わない。

第4章 補 則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施細目)

第18条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月29日より施行する。

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

この規程は、令和6年2月7日から施行する。

この規程は、令和7年5月23日から施行する。